令和9年
4月から

外国人技能実習機構は
外国人育成就労機構
に生まれ変わります

Employment for Skill Development Organization



技能実習制度から育成就労制度へ

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、令和9年4月1日から施行されます。
技能実習法は育成就労法に改められ、これにより技能実習制度を発展的に解消して人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度が創設されます。育成就労制度は、これまで技能実習制度において指摘されてきた課題を解消するとともに、特定技能制度との連続性を持たせることで、外国人が我が国で就労しながらキャリアアップできるようにし、長期にわたり我が国の産業を支える人材を確保することを目指すものです。
また、外国人技能実習機構(Organization for Technical Intern Training、OTIT)も、外国人育成就労機構(Employment for Skill Development Organization、ESDO)に改組されます。

外国人育成就労機構の主な業務

外国人育成就労機構は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図り、もって育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材の育成及び育成就労産業分野における人材の確保に寄与することを目的として、主に右記の業務を担います。

- 育成就労計画の認定
- 監理支援機関の許可に係る調査
- 監理支援機関及び育成就労実施者等に対する実地検査
- 育成就労外国人等の支援・保護
- 送出国政府との連絡調整

OTIT

外国人育成就労機構の組織

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）

外国人育成就労機構

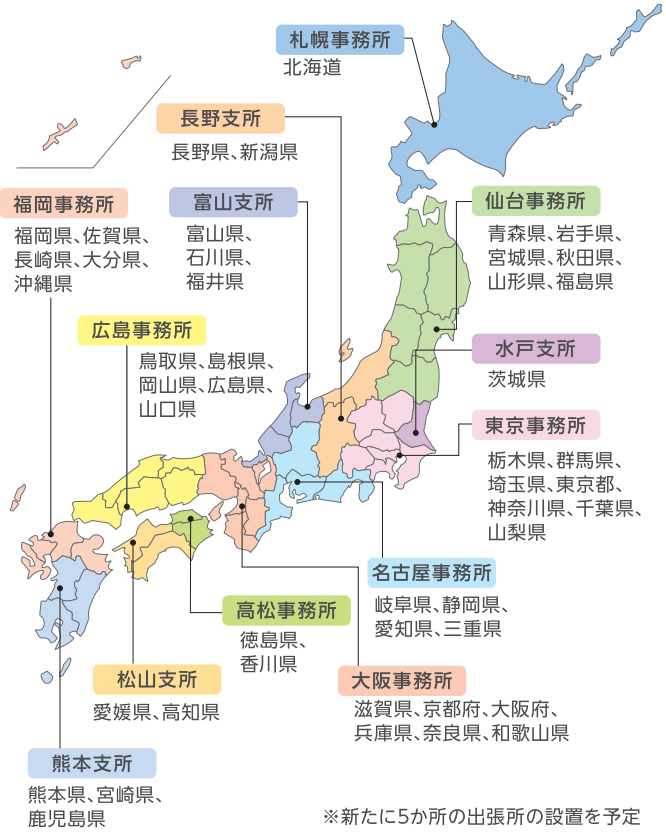
本部事務所　（東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階）

- 法人の庶務・人事・会計経理等
- 外国機関等からの照会対応
- 送出機関情報の収集・管理
- 二国間取決めに基づく定期協議
- 監理支援機関等への指導（報告要求、実地検査等）に係る運用管理
- 技能実習及び育成就労継続支援、母国語相談等
- 育成就労計画の認定に係る業務の運用管理
- 監理支援機関の許可等に係る調査業務

地方事務所　13か所（地方事務所8か所、支所5か所※）

- 地方事務所の庶務
- 監理支援機関等に対する実地検査
- 育成就労外国人等からの申告・相談受付等
- 育成就労計画の認定に係る業務

外国人育成就労機構の地方事務所・支所



※新たに5か所の出張所の設置を予定

施行日前申請について

育成就労法の施行に先立ち、以下の施行日前申請を受け付けています。
必要書類等の申請方法の詳細や技能実習制度の経過措置については
外国人技能実習機構ウェブサイト（育成就労制度について）をご確認ください。
https://www.otit.go.jp/employment_for_skill_development/

こちらの二次元コードからアクセスできます
お手持ちの二次元コード読み取りアプリでこちらを読み取ってください

監理支援機関の許可申請（施行日前申請）

受付期間　令和8年4月15日（水）～令和9年3月31日（水）

申請先　外国人技能実習機構本部審査課分室

申請は、監理支援事業を開始する6か月以上前までに行ってください。

育成就労計画の認定申請（施行日前申請）

受付期間　令和8年9月1日（火）～令和9年3月31日（水）

申請先　育成就労を行わせようとする申請者（法人の場合は本店）の住所地を担当する外国人技能実習機構の地方事務所・支所

原則として、育成就労を開始する予定日の7か月前から5か月前までの間に行ってください。
審査の結果は、令和9年4月1日以降、順次郵送で通知します。

育成就労制度の施行日前申請（監理支援機関許可・育成就労計画認定）に関するお問い合わせ先

施行日前申請（監理支援機関許可・育成就労計画認定）コールセンター
Tel. 0570-011-300
平日 9時～17時

外国人技能実習機構
Organization for Technical Intern Training

発行元　外国人技能実習機構　令和8年11月発行